

国民健康保険料の激変緩和について(案)

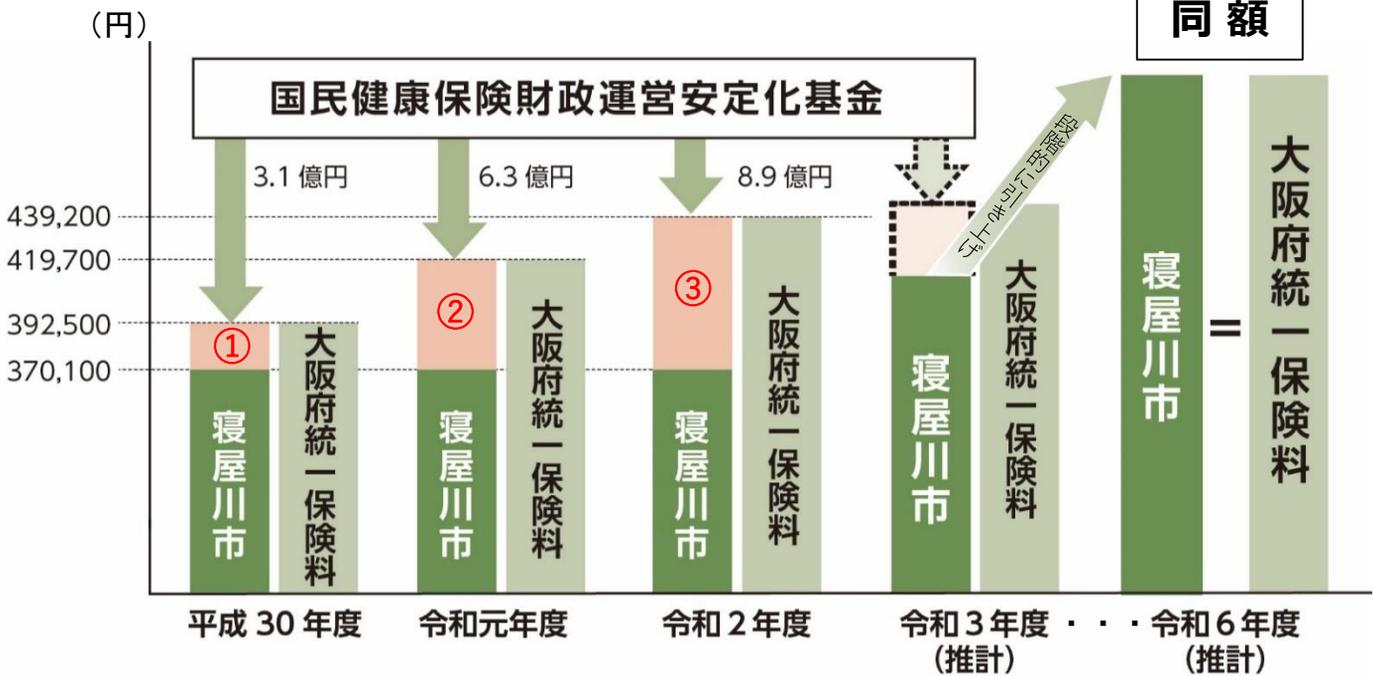
平成30年度から府統一保険料が設定されましたが、本市においては、令和2年度まで保険料を据え置いてきました。

令和5年度までは、市独自で保険料の引下げ等はできますが、令和6年度からは府統一保険料となり、また、市独自減免もできなくなります。

寝屋川市では・・・

被保険者の保険料負担軽減として、令和3年度から令和5年度まで、基金残高の範囲内で、保険料の増加を抑制し、段階的に引き上げていくことを考えております。

モデルケース（所得200万円、4人世帯）



被保険者の保険料負担軽減として、平成30年度①3.1億円、令和元年度②6.3億円、令和2年度③8.9億円（合計18.3億円）の基金を活用し、保険料を据え置いてきました。

急激な保険料の増加にならないよう令和3年度以降については、基金をできる限りの範囲で活用し、段階的に保険料を引き上げ、令和6年度に府統一保険料に合わせることにしています。

令和3年度の府統一保険料などについては、**3月下旬にお知らせ**します。

詳しくは市ホームページへ

